

歩行者優先 KEEP 38プロジェクト

シンボルマーク

使用ガイドライン



埼玉県警察本部
交通部交通総務課

「KEEP38プロジェクト」とは

道路交通法38条は、「横断歩道における歩行者優先義務」が明記されています。

しかしながら、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしているにもかかわらず一時停止をしない車両や、横断歩道に接近する際、停止できる速度に減速し、歩行者の有無を確認しない車両など、法令遵守に欠けるドライバーも多く、未だ歩行者が被害となる交通死亡事故が後を絶ちません。

埼玉県警察本部交通部交通総務課では、県内における横断歩行者の事故撲滅を目指し、法令遵守の表明や模範運転促進するため、シンボルマーク（KEEP38）を考案し、このシンボルマークを通じた道路交通法第38条の正しい理解、その遵守を表明して模範運転を実践することにより歩行者優先の気運を高めるための取組みを、歩行者優先「KEEP38プロジェクト」と名付けました。

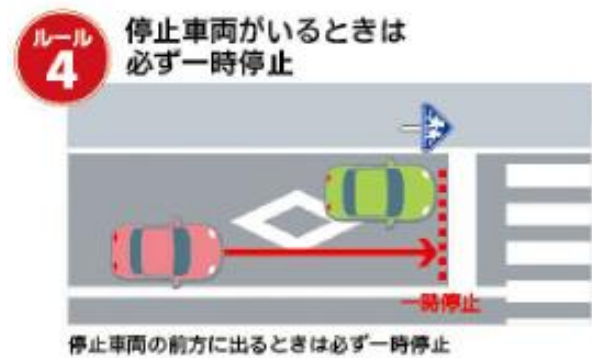
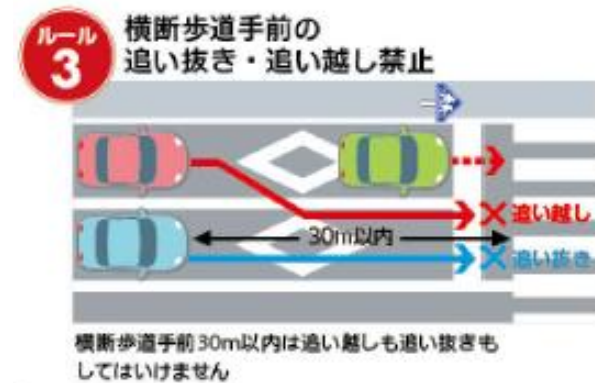
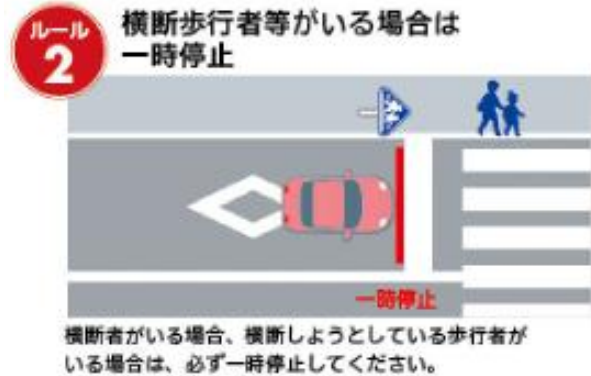
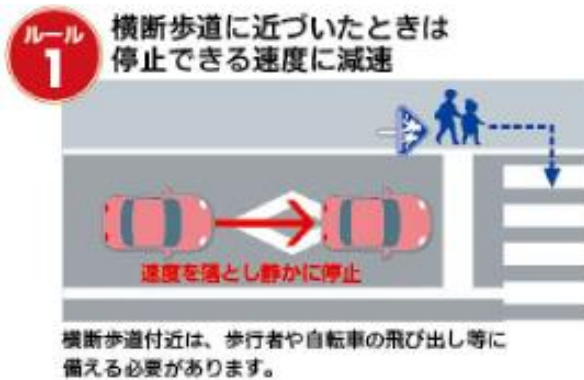
シンボルマーク作成経緯

過去、信号機のない横断歩道における法令遵守の表明や模範運転を促進するため、関係団体の協力を得て「信号機のない横断歩道では歩行者優先を徹底します」と表示されたステッカーを作成しました。

ステッカーを受け取った方からは、一目でわかる内容で、一定の理解は得ましたが、自ら進んで貼っていただける方は、決して多くはありませんでした。

そこで、多くのドライバーに周知されるよう、デザインを工夫し、道路交通法38条を守る＝KEEP38をモチーフにしたシンボルマークを考案しました。

横断歩道のルール



- 罰 則… 3 か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
(過失は10万円以下の罰金)
- 違反点… 2点 (横断歩行者等妨害等・追越し禁止)

「KEEP38プロジェクト」の取組例

- ・ 道路交通法第38条に明記されている4つのルールについて、職場内や家族内、自治会等の集まりで話題にする。
- ・ 車両等に貼付し、歩行者に優しい運転（模範運転）を実践する。
- ・ ドライバー同士の意思疎通を図る（KEEP38車両の輪を広げましょう）。
- ・ 職場での交通安全教育や教養等に使用する。
- ・ シンボルマークをわかりやすく伝える。（KEEP38＝道路交通法第38条を守る）
- ・ オリジナルステッカーで、職場の安全運転意識を高める。

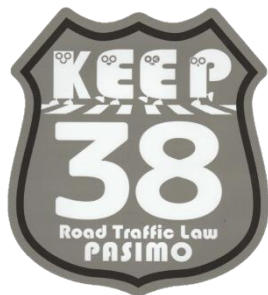


オリジナルステッカー（シンボルマーク）の作成

（シンボルマークの改変範囲等）

- ・ 事業所等は、KEEP38プロジェクト参加事業所に限ります。
- ・ オリジナルステッカー（シンボルマーク）作成申込書を提出願います。
- ・ 外枠、KEEP38ロゴは変えないようにしてください。
- ・ 配色は変更することができます。
- ・ 会社名等の表記を入れることができます。
- ・ 作成する大きさに制限はありません。
- ・ 企業商標等の表記については、作成者において表示方法、使用可否について、確認をお願いします。

オリジナルステッカーの作成例



西入間地区安全運転管理者協会

シンボルマーク使用上の注意事項

シンボルマーク（オリジナルを含む）は、次のような目的での使用はしないようにしてください。

- ・特定の政治、宗教、募金等の活動目的のための使用
- ・営利を目的とするための使用
- ・特定の個人又は団体の売名を目的とするための使用

また、法令や公序良俗に反するおそれのある方法や、誹謗や中傷を目的とするような使用は、控えるようお願いします。

その他（シンボルマーク使用ガイドラインの変更等）

シンボルマークの使用は、本ガイドラインの趣旨を逸脱することのないようお願いします。なお、必要に応じて、あらかじめ通知することなく、いつでもシンボルマーク使用に関するルール及びガイドラインを変更する場合があります。

変更後のシンボルマーク使用及びガイドラインは、埼玉県警察のホームページ等に掲示された時点からその効力を生じます。

ご不明な点はこちらの連絡先にお問い合わせください。

埼玉県警察本部交通部交通総務課
048-832-0110（代）